

# 巨大地震による家屋の倒壊から あなたや家族の命を守りましょう

問 建築課建築行政係 ☎(95)9907

阪神・淡路大震災では、地震直接死の8割が家屋の倒壊による圧死・窒息死であり、うち9割がほぼ即死（地震発生後15分以内に死亡）しています。自身や家族の命を守るため、住まいの耐震化をお願いします。

また、平成30年6月の大阪府北部の地震では、ブロック塀の倒壊被害が発生しました。ブロック塀についても被害を未然に防ぐため対策をお願いします。



## まずは木造住宅無料耐震診断をご利用ください

昭和56年5月31日以前に着工された現に居住している住宅のうち、木造住宅（在来軸組構法、伝統工法の2階建て以下に限る）については、無料耐震診断を利用できます（電話申込可）。**受付から結果のお渡しまでは、2～3か月を要します**ので早めに受診しましょう。

非木造住宅（特殊な構造を除く）については、耐震診断費補助制度があります。申請前の事前相談が必要です。詳しくはお問い合わせください。



## 耐震改修等補助金

耐震診断の結果によっては、耐震改修や解体、建替などの耐震補助制度が利用できます。詳しくは建築課ホームページをご覧ください。また、平成30年10月よりブロック塀等撤去費補助を実施しています。

### 耐震改修等補助制度

診断結果の判定値が1.0未満の住宅を判定値1.0以上かつ、0.3以上加算する耐震改修工事に補助します。**補助額** 耐震改修工事に要した経費の80%、設計費は3分の2（上限100万円、設計費10万円含む）

### 解体費補助制度

診断結果の判定値が1.0未満の住宅の解体費を補助します。

**補助額** 解体工事に要した経費（上限20万円）

### 建替費補助制度

同一敷地内で診断結果の判定値が1.0未満の住宅建替に補助します。

**補助額** 建替工事に要した経費（上限50万円、設計費10万円含む）

### 共通事項

- ・工事契約および着工前に申請する必要があります。
- ・申請年度の2月末までに完了することが条件です。
- ・各種補助金と併用することはできません。

### 耐震シェルター補助制度

65歳以上の人などがお住まいで、診断の結果、判定値が0.4以下の場合、耐震シェルター設置費を補助します。

**補助額** 耐震シェルターの設置に要した経費（上限30万円）

### ブロック塀等撤去補助制度

道路などに面する高さ1mを超えるブロック塀などの撤去費を補助します。

**補助額** 撤去に要した経費とブロック塀の延長1mあたり1万円を乗じた額のいずれか低い額の2分の1（上限10万円）

